



佐賀県公報

平成17年
6月20日
(月曜日)
第12619号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

◎恩給給与細則の一部を改正する規則

(八八・職員課) 一

◎佐賀県恩給条例施行規則の一部を改正する規則

(八九・") 二

告示

○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更

(三五九・障害福祉課) 二

○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更

(三六〇・") 二

○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更

(三六一・") 二

○解除予定保安林

(三六二・森林整備課) 三

○道路の区域の変更

(三六三・道路課) 三

○道路の供用開始

(三六四・") 三

公告

○防災行政通信ネットワーク(幹線系)整備工事に係る特定建設共

(消防防災課) 四

同企業体による条件付一般競争入札

(県民協働課) 六

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(まちづくり推進課) 六

○開発行為に関する工事の完了

(農地整備課) 六

○換地処分

(農地整備課) 六

○" "

(農地整備課) 六

○公印の登録

(総務法制課) 七

人事委員会事項

◎佐賀県人事委員会事務局の副事務局長専決に関する細則の一部改

(細則・一) 七

◎佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正

(訓令・三) 七

正誤

◎平成十七年三月二十四日付け佐賀県公報号外第三号中訂正

(総務法制課) 八

◎平成十七年三月三十一日付け佐賀県公報号外第十三号中訂正

(") 八

◎平成十七年五月十六日付け佐賀県公報第一二六〇四号中訂正

(") 八

公布された規則のあらまし

○恩給給与細則の一部を改正する規則(規則第八八号)

1 総代者選任届の記載事項に係る引用条項を削ることとした。(第二条関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県恩給条例施行規則の一部を改正する規則(規則第八九号)

1 恩給法の改正に伴い、恩給権者が死亡した場合における未受領恩給の請求に係る総代者選任届等の提出を廃止することとした。(第三六条及び様式第一六号関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年六月二十日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第八十八号

恩給給与細則の一部を改正する規則

恩給給与細則(昭和二十九年佐賀県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

正する。

第二条第二項中、「第十六条ノ三又は第十九条」を「又は第十六条ノ三」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県恩給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年六月二十日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第八十九号

佐賀県恩給条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県恩給条例施行規則（平成元年佐賀県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第四項を削る。

様式第十六号中、「~~第36条~~」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

◎佐賀県告示第三百五十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十七年六月二十日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類

事業所の名称

所在地

変更年月日

児童居宅介護

唐津市社会福祉協議会居宅支援北波多事業所

旧 唐津市北波多徳須恵一〇九七番地七
新 唐津市北波多徳須恵一四二四番地一

平成一七・三・二二

◎佐賀県告示第三百六十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十七年六月二十日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類

事業所の名称

所在地

変更年月日

身体障害者居宅介護

唐津市社会福祉協議会居宅支援北波多事業所

旧 唐津市北波多徳須恵一〇九七番地七
新 唐津市北波多徳須恵一四二四番地一

平成一七・三・二二

◎佐賀県告示第三百六十一号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十七年六月二十日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
知的障害者居宅介護	唐津市社会福祉協議会 唐津市北波多徳須恵 会居宅支援北波多事業所	唐津市北波多徳須恵 一四二四番地一 唐津市北波多徳須恵 一〇九七番地七	平成一七・三・二二
	旧	新	

●佐賀県告示第三百六十二号

次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
平成十七年六月二十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
神埼郡東脊振村大字松隈（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
公共施設用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び東脊振村役場に備え置いて縦覧に供する。）

●佐賀県告示第三百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その区域を表示した図面は、平成十七年六月二十日から平成十七年七月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十七年六月二十日

道路の種類及び路線名	道路の区間		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	前	後			
一般国道 三二三号	佐賀郡富士町大字下熊川字堤の原三六七番地先から 佐賀郡富士町大字下熊川字深江三三八番一地先まで	佐賀郡富士町大字下熊川字堤の原三六七番地先から 佐賀郡富士町大字下熊川字深江三三八番一地先まで		一七・〇 九・三	一五一・四
				一三・五 九・七	一五〇・九

●佐賀県告示第三百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その区間を表示した図面は、平成十七年六月二十日から平成十七年七月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十七年六月二十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三二三号	佐賀郡富士町大字下熊川字堤の原三六七番地先から 佐賀郡富士町大字下熊川字深江三三八番一地先まで	平成一七・六・二〇

佐賀県知事 古川 康

○ 公 告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

平成17年6月20日

収支等命令者

佐賀県統括本部長 坂 井 浩 毅

1 工事の概要

(1) 工事名 防災行政通信ネットワーク（幹線系）整備工事

(2) 工事場所 佐賀県佐賀市ほか

(3) 工事内容 県本庁舎と県内各土木事務所、総合庁舎等を、平成16年度整備済みの公共ネットワークと無線回路で二重化し、電話、データ、映像等の機器の整備を行う。

(4) 工期 平成17年10月から平成18年3月まで

2 入札参加資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす特定建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。

(1) 共同企業体の構成

ア 共同企業体の構成員数は2者であること。

イ 構成員の出資比率は、30パーセント以上であること。

ウ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 構成員のうち1者は佐賀県内に本社を有していること。

(2) 構成員の資格要件

ア 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により、電気通信工事に係る平成17

年度及び18年度における入札参加資格のAの決定を受けていること。

イ 沖縄を除く九州7県のいずれかに本社又は支店若しくは営業所を有すること。

ウ 本工事の入札参加申請書提出期限日から入札日までの間に、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていないこと。

エ 本工事の入札参加申請書提出期限日以前6か月以内に、金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とします。

カ 上記1の(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(3) 代表者の資格要件

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、電気通信工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

イ 出資比率が構成員中最大であること。

ウ 元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として平成7年4月1日から平成17年3月31日までに完成した次の要件をすべて満たす同種工事の施工実績を有すること。

(イ) 光ファイバケーブルを伝送路として使用する電気通信機器設置工事であること。

(ロ) 地上系無線を利用した電話、データ、映像、フックシミリ等の施工であること。

(ハ) 電気通信施工実績において、請負金額が合計1億円以上であること。

<p>工 監理技術者資格者証を有し、かつ、ウの工事において監理技術者として携わった者を当該工事の監理技術者として専任で配置できること。</p> <p>(4) 代表者以外の構成員の資格要件</p> <p>ア 代表者の資格要件を満たす者と法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第10項に規定する同族会社でないこと。</p> <p>イ 代表者の資格要件を満たす者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。</p> <p>ウ 監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。</p> <p>(5) 共同企業体の存続期間</p> <p>ア 県工事の相手方となった者</p> <p>当該工事に係る請負契約の履行後3か月を経過する日まで</p> <p>イ 県工事の相手方とならなかった者</p> <p>当該工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで</p> <p>3 入札手続等</p> <p>(1) 入札説明書の交付期間及び場所</p> <p>ア 交付期間 平成17年6月20日(月)から7月5日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 佐賀県統括本部消防防災課(佐賀市城内一丁目1番59号本館2階)</p> <p>(2) 入札参加資格確認申請書の受付期間、場所及び提出方法</p> <p>ア 受付期間 平成17年6月28日(火)から7月5日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 受付場所 佐賀県統括本部消防防災課(佐賀市城内一丁目1番59号本館2階)</p> <p>ウ 提出方法 持参してください。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時、場所及び入札書の提出方法</p> <p>ア 日時 平成17年8月19日(金)午前10時</p>	<p>イ 場所 佐賀県庁本館入札室(佐賀市城内一丁目1番59号)</p> <p>場所については、変更になる場合があります。</p> <p>ウ 提出方法 持参してください。</p> <p>4 入札参加資格の確認</p> <p>入札参加資格確認申請書の審査結果を基に、入札参加資格を確認します。本工事の入札に参加できるのは、資格があると認められた者に限ります。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金</p> <p>佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号の規定により免除します。</p> <p>イ 契約保証金</p> <p>納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。</p> <p>なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とします。</p> <p>(2) 入札の無効</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 1人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p> <p>カ アからオまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者</p>
--	---

県営土地改良事業(中山間地域総合整備) 太良地区横ノ内換地区の換地計画に基づき、平成17年3月28日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定によりその旨を公告する。

平成17年6月20日

佐賀県知事 古川 康

次の公印は、平成17年6月6日をもって登録しました。

平成17年6月20日

佐賀県知事 古川 康



一般費用公印(許認可専用)

○ 人事委員会事項

◎佐賀県人事委員会細則第一号

佐賀県人事委員会事務局の副事務局長専決に関する細則(昭和四十八年佐賀県人事委員会細則第一号)の一部を次のように改正する。

平成十七年六月二十日

佐賀県人事委員会

事務局長 溝 上 雅 章

第二条の見出し中「専決事項」を「専決事項等」に改め、同条中「佐賀県本庁決裁等規程(昭和三十九年佐賀県訓令甲第四号)別表(一)」を「佐賀県本庁決裁等規程(平成十六年佐賀県訓令甲第二号)別表第二」に改め、同条に次の

三項を加える。

2 前項に定める事務のほか、副事務局長は、副事務局長以下の職にある者に
関する次の各号に掲げる事務を専決することができる。

- 一 旅行命令に関する事務
- 二 年次休暇等の願の処理に関する事務
- 三 週休日の振替に関する事務
- 四 休日の代休日の指定に関する事務

3 前二項の事務について、副事務局長が不在のときは、人事主幹がその事務を代決することができる。

4 人事主幹は、前項の規定により代決した事務のうち必要があると認めるものについては、事後速やかに副事務局長の後閲を受けなければならない。
第三条中「前条」を「第二条」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(人事主幹専決事項)

第三条 人事主幹は、副事務局長が専決することができる事務のうち、副事務局長が定めるものを専決することができる。

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

◎佐賀県人事委員会訓令第三号

佐賀県人事委員会事務局処務規程(昭和六十二年佐賀県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

平成十七年六月二十日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

別表中第二十九号を第三十一号とし、第一号から第二十八号までを二号ずつ

繰り下げ、同表に第一号及び第二号として次の二号を加える。
 一 人事委員会に付議し、又は報告する事項の決定に関すること。
 二 事務局職員のうち、人事主幹以下の職にある職員の任免に関すること。
 附 則
 この訓令は、公布の日から施行する。

○ 正 誤

平成十七年三月二十四日付け佐賀県公報号外第三号中訂正

70	頁	箇所	誤
左から二行目	上段	土地収用法第三条各号	
	正	土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号	

平成十七年三月三十一日付け佐賀県公報号外第十三号中訂正

1	頁	箇所	誤
左から一行目	上段	に関する規程	
	正	に関する規程の一部改正	

平成十七年五月十六日付け佐賀県公報第一二六〇四号中訂正

2	頁	箇所	誤
左から八行目	下段	規則（案）	
	正	規則	

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年六月二十日印刷及び発行
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
 印刷所 株式会社 古川総合印刷